

# EY Taiwan JBS NEWSLETTER

July 2024



# EY Taiwan JBS NEWSLETTER - July 2024 -

## 台湾における資本剰余金について ～その応用と税務分析～

### ▶ はじめに

資本剰余金は、英語ではAdditional Paid-In Capital(APIC)と呼び、追加的な払込資本金を指し、株主資本の一部に該当します。資本剰余金は会社の増資、欠損填補(てんぽ)、配当またはM&Aによって増減することがあり、実務上、当該資本剰余金の性質により、増減要因が関連する税務上の検討事項となる可能性があります。

また、台湾における資本剰余金の規定は、日本の規定とは異なる部分があります。

今回のJBS NEWSLETTERでは、台湾における資本剰余金の概要、及び本事項の応用をする場合に、株主及び会社の角度にてそれぞれ税務上の関連規定を分析しています。

個別具体的な事項や疑問点については、会計事務所とも検討が必要となります。今回のJBS NEWSLETTERは見受けられる実務のシェアをしております。台湾の資本剰余金の実務にお役立てください。

### ▶ 今回お伝えしたいポイント

- ▶ 資本剰余金の定義、及びどのような場合に資本剰余金が発生するか
- ▶ 資本剰余金による欠損填補と税務上の分析
- ▶ 資本剰余金による新株または現金の分配と税務上の分析

本ニュースレターの内容は、一般的な情報を参考までに提供するものです。具体的な個別の案件に対するアドバイスが必要な場合は、EY台湾にご相談ください。本ニュースレターの内容について、ご不明な点等がございましたら、いつでもサポートをいたしますので、ご遠慮なくお申し付けください。

# 台湾における資本剰余金について～その応用と税務分析～



## 資本剰余金とは？

商業会計処理準則第28条によると、「資本剰余金とは、会社の持分取引により発生した資本のことを指し、それぞれの性質に応じて表示しなければならない。」とされています。また、証券発行者財務報告作成準則（中文：證券發行人財務報告編製準則）第11条では、「発行者が発行する金融商品に係る資本構成部分、及び発行者と所有者の間の持分取引によって発生した発行差額を指し、通常、額面以上の価額で株式を発行したため発生し取得した差額、受贈による所得、及びその他本準則の関連規定により発生したものなどが含まれる。」とされています。

つまり、資本剰余金は、株主が株式の額面を上回る資金を支払ったことを表し、会社としては、株主から取得した余剰現金となり、会社が事業の結果として稼得したお金ではありません。

これに対して、事業の結果として発生した資本項目としては、利益剰余金（または累積欠損）とされ、これには法定利益準備金、特別利益積立金及び未処分利益（または未処理損失）などが含まれます。



## 資本剰余金はどのような場合に発生するのか

2001年11月の会社法改正され、その翌年度には経済部が「経済部910314商字第09102050200号令」を公表しました。この結果、資本剰余金は、従来の規定に戻り、商業会計法及び関連する規定が適用されることになり、会社法第241条に列挙される以下の額面以上の価額で株式を発行したため取得した差額及び受贈による所得の2項目に限定されるものと定められています。

### 額面以上の価額で株式を発行したため取得した差額

- ▶ 額面以上の価額で普通株式または優先株式を発行したため取得した差額。
- ▶ 会社の企業結合により株式を発行し他の会社の持分または資産純額を取得したために発生した株式差額。
- ▶ 自己株式取引により取得した差額。
- ▶ 転換社債に関する未払利息補償金で、約定された売り戻し期間の満了日において交換できる普通株式の市場価格が約定した売り戻し価格を上回る場合の当該振替金額。
- ▶ 新株予約権の行使により取得した株式発行価格が額面を超過した部分。
- ▶ 優先株式または社債から普通株式に転換し、元々の発行価格または帳簿価額が転換した普通株式の額面を上回る場合の差額。
- ▶ 新株予約権付社債の普通株式新株予約権の行使により分配された価値。
- ▶ 優先株式の回収価額が発行価格を下回る場合の差額。
- ▶ 新株予約権の期限超過で未行使によりその帳簿上の残高を振り替えたもの。
- ▶ 株主が期限を過ぎても十分な出資金を払い込まなかつたため没収された払込済出資金。
- ▶ 会社の企業分割により株式を発行して他の会社の事業または資産純額を取得したために発生した株式差額。
- ▶ 会社の株式交換により株式を発行して他の会社の持分または資本を取得したために発生した株式差額。

當利事業所得税審査準則第30条第5号の規定によって、上述の額面以上の価額で株式を発行したため取得した差額を資本剰余金とする場合、所得額への算入による課税は免除されています。

# 台湾における資本剰余金について～その応用と税務分析～

## 投資の税額控除の関連規定及び証明書類

### 受贈による所得

持分取引に関連する受贈を指します。これには以下の項目が含まれます：

- ▶ 株主から贈与された当社の発行済み株式の受領。
- ▶ 株主が持分比率に応じて債権を放棄、あるいは持分比率に応じて資産を贈与する場合。

ただし、株主の身分によって、以下のような異なる課税規定があります。

税別	自然人株主	法人株主
贈与税	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 株主が会社の帳簿上の累積欠損を填補するために、<u>持分比率に応じて会社に対する債権を放棄し、これによって自らの持分の欠損を補填する場合、贈与税の課税が免除されます。</u></li> <li>▶ 会社の欠損補填ではない場合、持分比率に応じているかどうかを問わず、贈与税を納付しなければなりません。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ この場合、贈与税の課税主体が自然人となるため、法人株主には贈与税の規定が適用されません。</li> </ul>
所得税	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 贈与税と所得税の二重課税を防がれており、受贈を受けた会社の所得には算入されません。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ (注)受贈を受けた会社は、これを会社の受贈年度の所得として法令により営利事業所得税を課されます。また、<u>税引後の純額にて資本剰余金に振り替えなければなりません。</u></li> <li>▶ この税引後の純額の算定にあたっては、まず所得税法第66条の9条に定められる未処分利益の計算基礎に算入し、その上でそれを同条文第2項第6号、第8号及び第3項の規定に基づき資本剰余金を計上してから、未処分利益の計算において減算項目とするものとします。</li> </ul>



(注) : 財政部860618台財税第861901688号函

外国営利事業者に対する中華民国境内の営利事業者である会社の元本債務を無償で免除することは、外国営利事業者の中華民国境内営利事業者に対する贈与に該当する。所得税法第4条第17号のただし書きに基づき、当該中華民国内の営利事業者は、これを当年度の営利事業所得額に算入して営利事業所得税を課すものとされる。ただし、当該外国営利事業者が中華民国内の営利事業者の株主の場合で、投資先である当該会社の元本債務の無償免除については、自らの持分の欠損を填補するため投資先の株主総会の決議により持分比率に応じてこれを免除される場合であれば、当該中華民国内の営利事業者に上記規定の適用による営利事業所得税は課されない。

また、外国営利事業者が上記の元本を放棄に当たって発生した利息債権に関しては、当該中華民国内の営利事業者が既に約定に基づき未払利息を見積計上し、支払利息を計上・申告している場合で、外国営利事業者の利息支払義務を免除した時、その他収益に振替課税するものとする。

# 台湾における資本剰余金について～その応用と税務分析～



## 資本剰余金の応用

### 資本剰余金による欠損填補

経済部2023年10月25日経授商字第11268001660号函によると、会社法第239条第1項の規定では「法定利益準備金及び資本剰余金は、会社の欠損填補を行う場合を除き使用することができない。」とされるのみで会社法上は欠損填補に使用できる資本剰余金の範囲を制限していないため、どのような性質の資本剰余金であっても欠損填補に使用できるはずですが、同法第2項の規定により、会社はまず法定利益準備金を以て資本の欠損填補を行るべきで、さらに不足がある場合のみ資本剰余金にて充足するものとされています。

また、財政部660527台財税第33448号函の規定によると、会社組織である営利事業者は、徴税機関より確定された過去10年度の欠損について、現金または積立金(法定利益準備金及び資本剰余金を含む)により補填した場合、帳簿上の欠損がなくとも、所得税法第39条の規定を適用して、当年度の所得純額から控除した後に所得税が課されるものとされています。

### 資本剰余金による新株または現金の分配

会社法第241条の規定によると、会社に欠損がない場合は、株主総会の決議によって、(1)額面以上の価額で株式を発行したため取得した差額及び(2)受贈による所得に該当する資本剰余金の一部または全部を、株主の当初の持株比率に応じて新株または現金にて分配することができるとされています。つまり、会社に累積欠損がない場合には、資本剰余金を現金または株式で株主に分配することができると言えます。

以下では、資本剰余金の資本組み入れによる分配及び資本剰余金による現金分配の2つの分配方法について、関連する税務上課題について検討します。

#### ▶ 資本剰余金の資本組み入れ

資本剰余金の資本組み入れとは、過去の持分取引によって発生した帳簿上に累積された資本資本金に充当して、株式を株主に分配することであるため、その性質は利益分配ではありません。したがって、会社が当年度に利益を計上したかどうかを問わず、会社法の規定によると、会社に欠損がなければ実行可能です。ただし、資本金に充当することができるのは、「額面以上の価額で株式を発行したため取得した差額」及び「受贈による所得」により発生したものに限定されます。また、公開発行以上の会社は、別途証券取引法第41条第2項の規定を遵守する必要があり、毎年充当した金額の合計は、払込資本金の10%を超過することができません。



# 台湾における資本剰余金について～その応用と税務分析～



## 資本剰余金の応用(続)

### ▶ 資本剰余金の資本組み入れ(続)

また、会社が資本剰余金を資本に組み入れて新株を分配する場合、財政部83615台財税第831596449号函の規定に基づき、発行した株式の裏面に以下の事項を注記する必要があります。

1. 本株式は資本剰余金を資本に組み入れることで発行されたものであり、規定に基づき、取得年度の所得に算入して所得税が課されないこと。
2. 本株式を取得した株主が当該株式を譲渡するに当たっては、以下の規定により法律に基づき所得税を申告・課税する必要があること。

自然人株主	法人株主
<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 謹度価額の全額について、謹度年度に元々取得した株主の財産取引所得に算入の上で課税がなされます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 謹度価格全額から所得税法第48条により計算された原価を控除した後の残額について、謹度年度に元々取得した株主の営利事業所得額に算入し申告し課税がなされます。</li> </ul>

3. 本株式の権利確定日は〇〇年〇〇月〇〇日とする旨。

法人株主が投資先の資本剰余金の資本組み入れにより分配した株式を取得した日は、その権利確定日に準拠します。法人株主が所得税法第44条及び第48条の規定により、実際原価(個別識別)法、先入先出法という原価見積方法を採用している場合、その取得した投資先の資本剰余金の資本組み入れにより分配した株式は、個別に新たに増加した株式として処理をし、また、個別に原価を識別するか、あるいは所得税法施行細則第46条第1号及び第2号の規定により、所得日の順番に応じて原価を集計すべきで、元々の投資原価に算入して1株あたりの平均原価を計算する必要はありません。

自然人の株主が会社の資本剰余金の資本組み入れにより分配した株式を取得した場合、取得年度の所得税に算入する必要はなく個人総合所得税は課されませんが、株主が当該株式を譲渡する場合、「個人有価証券取引所得又は損失審査方法(中文:個人有價證券交易所得或損失查核辦法)第10条」の規定に基づき、その原価は0であると定められているため、謹度価額全額を謹度年度の元々取得した証券取引所得と合わせて株主の証券取引所得とする必要があります。なお、個人証券取引所得は2016年1月1日から所得税の課税が停止されていますが、2021年度より、未上場、未店頭公開、またはエマージングではない会社の株式の取引所得額については、個人の基本所得額に算入して基本税額を課税しなければならないとされています。



(注):財政部賦税署1050701台税所得字第10504002530号函

会社が減資を実施し、現金により出資金の性質を有しない資本剰余金(資産再評価差額、土地売却増益、企業結合による差益)の資本組み入れによって株式を回収し、財政部2006年2月24日台財税字第09504509440号函の規定により株主の配当所得を計算する場合、個人株主が、その株式の実際の取得原価が分配された現金を上回ると主張し、かつ個別識別法により取得原価の証明書類を提示した場合、分配された現金が実際の取得原価を超過した部分の金額を株主配当所得とすることができる。

# 台湾における資本剰余金について～その応用と税務分析～



## 資本剰余金の応用(続)

### ▶ 資本剰余金による現金分配

当該資本剰余金が以下の株主の出資金という性質を有しない項目に該当する場合、株主がこれによって取得した現金については、その取得年度の配当所得(注)(投資収益)として、所得税法の規定によって所得税が課されるものとされています。

#### (一) 受贈による所得

(二) 経済部2002年3月14日経商字第09102050200号令第3点に定められた「額面以上の価額で株式を発行したために取得した差額」の範囲内の以下の項目：

1. 自己株式取引により取得した差額。
2. 優先株式の回収価額が発行価格を下回る場合の差額。
3. 新株予約権の期限超過で未行使によりその帳簿上の残高を振り替えたもの。
4. 株主が期限を過ぎても十分な出資金を払い込まなかつたため没収された払込済出資金。

上記規定によると、営利事業者が投資先の資本剰余金により支給された現金は、「出資金の返還」または「配当所得」に区分することができ、当該現金が出資金の返還に該当する場合、将来投資先の持分を処分する時に資産売却増益の過少申告・申告漏れが発生することを防ぐため、営利事業者は投資原価から減算して、かつ1株あたりの平均原価を計算し直しなければならないとされています。これに対して、当該現金が配当所得に該当する場合、所得税法第42条の規定によって、国内の他の営利事業者に投資するために分配された配当または利益は所得額に算入する必要がなく課税はされませんが、年度終了時に年間の配当収益を当年度の最終の免税売上高にまとめて算入し納付すべき、または過大納付した税額を計算・申告して、かつ「兼営営業者営業税額計算方法(中文:兼営営業人營業稅額計算辦法)」の規定により、当年度の控除不可比率により税額を計算・調整し、合わせて納税するものとされています。なお、資本剰余金の資本組み入れにより分配された株式に関しては、資本純価値の勘定科目の調整に該当するため、免税売上高に算入して申告する必要はないものとされています。



(注) :

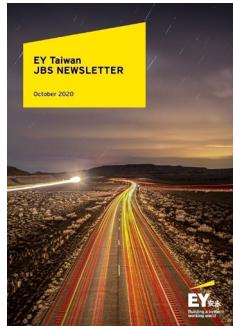
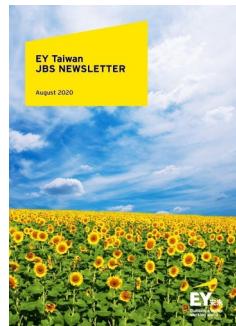
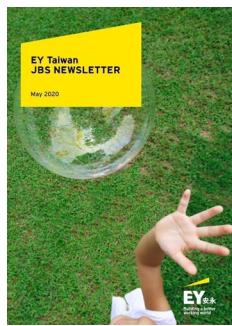
会社が株主に対して上記の配当所得(投資収益)を分配する場合、所得税法第102の1条第1項の規定により配当源泉徴収票を作成して当該管轄の徴税機関に申告し、かつ配当源泉徴収票を納税義務者に発行しなければならないものとされています。

株主が中華民国境内に居住していない個人である場合、あるいは本社機構を中華民国境外に位置する営利事業者である場合は、源泉徴収義務者は、支給時において、所得税法第88条第1項第1号及び第89条第1項第1号の規定により税額を源泉徴収し、かつ同法第92条第2項及び第3項の規定により源泉徴収票を作成して申告しなければならないものとされています。

# JBS NEWSLETTER バックナンバーのご案内

## JBS NEWSLETTERについて

EY台湾では、JBS NEWSLETTERとして、台湾における日系企業向けに、その時々の会計、税務、法令にかかるトピックに応じた内容を、日文と中文にてお届けしています。



## バックナンバー

発行月	タイトル
2024年6月	産業創新条例による投資租税優遇の基本事項と対応の整理
2024年5月	未処分利益の追加課税の申告に係る基本規定と留意事項
2024年4月	外国籍従業員の個人所得税の申告に関するよくある質問－免税・控除額や各種優遇措置及び申告実務－
2024年3月	外国籍従業員の個人所得税の申告に関するよくある質問及び外国特定専門人材の租税優遇の適用について
2024年2月	会計年度の変更に係る基本的対応及び留意事項
2024年1月	営利事業所得税審査準則の一部改正
2023年12月	所得税法第25条第1項の適用と検討
2023年11月	従業員の給与・インセンティブの税務上の費用計上に係る規定整理
2023年10月	クロスボーダー取引における源泉税の負担軽減方法～台湾における事前申請について～
2023年9月	産業創新条例第10の2条の改正「台湾版CHIPS法」について
2023年8月	グローバル人材の確保－外国人が台湾に入境するための複数の方法に関する検討
2023年7月	営利事業者の棚卸資産の廃棄に関する留意事項
2023年6月	国税局がどのように法人所得税の過少申告を発見しているか～その一般的な方法～

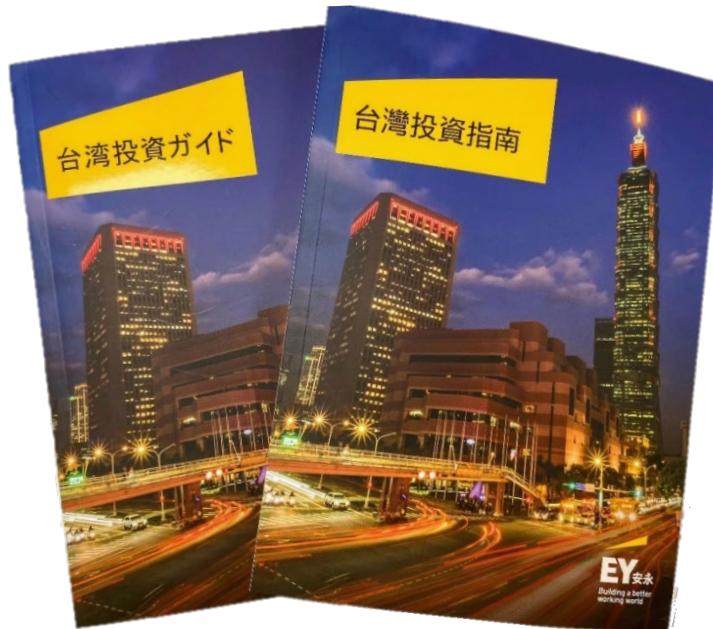
バックナンバーの購読のご要望は、ご遠慮なく、当NEWSLETTER最終ページの連絡先、又はEY担当者までご連絡ください。

# EY Taiwan JBS その他刊行物・セミナー

「台湾投資ガイド」について



これから台湾に進出する場合も、既に台湾に進出している場合も、台湾における会計、税制（法人・個人）、会社法、労働基準法、再編・上場関係など、把握しておきたい台湾制度が凝縮された一冊です。日文の他、中文もあるので、現地台湾人の討論やコミュニケーションもスムーズです。



EY Taiwan JBSセミナー



EY Taiwan JBSでは、年2回、日系企業向けにセミナーを開催しています。夏のセミナーでは、主に台湾の新任赴任者向けの基本制度を、冬のセミナーでは決算直前に押さえておきたいポイントを解説しています。また、共に最新の法令アップデートもご紹介しています。

時期	場所	セミナー内容
2024年8月22日(予定) 2024年8月20日(予定)	台北(WEB同時配信) 高雄	台湾制度基礎セミナー／台湾法令アップデート
2023年12月14日 2023年12月12日	台北(WEB同時配信) 高雄	決算直前事例セミナー／台湾法令アップデート
2023年8月2日 2023年7月28日	台北(WEB同時配信) 高雄	台湾制度基礎セミナー／台湾法令アップデート
2022年12月8日	WEBセミナー	決算直前事例セミナー／台湾法令アップデート
2022年8月3日	WEBセミナー	台湾制度基礎セミナー／台湾法令アップデート

## 弊所連絡先

関連する情報をご希望の方はお付き合いをさせていただいておりますEY担当にご連絡をいただくか、又は以下のいずれかの関連サービス専門担当までご連絡ください。

### 安永聯合會計師事務所

#### 公司稅務諮詢服務

林志翔 稅務服務部營運長  
02 2728 8876  
michael.liin@tw.ey.com

#### 林宜賢 執業會計師

02 2728 8870  
yishian.lin@tw.ey.com

#### 周黎芳 執業會計師

02 2728 8872  
sophie.chou@tw.ey.com

#### 楊建華 執業會計師

02 2728 8875  
chienhua.yang@tw.ey.com

#### 蔡雅萍 執業會計師

02 2728 8873  
anna.tsai@tw.ey.com

#### 孫孝文 執業會計師

04 3608 8681  
jimmy.hw.sun@tw.ey.com

#### 吳文賓 執業會計師

07 9688 8990  
ben.wu@tw.ey.com

### JBS

#### 橋本 純也 副總經理

02 2757 8888 88867  
junya.hashimoto@tw.ey.com

#### 持木 直樹 協理

02 2757 8888 20652  
naoki.mochigi1@tw.ey.com

#### 川口 容平 協理

02 2757 8888 21191  
yohei.kawaguchi2@tw.ey.com

#### 竹之内 真美 經理

02 2757 8888 20821  
takenouchi.mami@tw.ey.com

## EY | Building a better working world

EYは、「Building a better working world ~より良い社会の構築を目指して」をパーカス(存在意義)としています。クライアント、人々、そして社会のために長期的価値を創出し、資本市場における信頼の構築に貢献します。

150カ国以上に展開するEYのチームは、データとテクノロジーの実現により信頼を提供し、クライアントの成長、変革および事業を支援します。

アシュアランス、コンサルティング、法務、ストラテジー、稅務およびトランザクションの全サービスを通して、世界が直面する複雑な問題に対し優れた課題提起(better question)をすることで、新たな解決策を導きます。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacyをご確認ください。EYのメンバーファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EYについて詳しくは、ey.comをご覧ください。

EY台湾は台湾の法律に基づき設立登記された組織であり、安永聯合會計師事務所、安永管理顧問股份有限公司、安永諮詢服務股份有限公司、安永企業管理諮詢服務股份有限公司、安永財務管理諮詢服務股份有限公司、安永圓方國際法律事務所及び財團法人台北市安永文教基金會を含んでいます。詳しくは、ey.com/zh\_twをご覧ください。

© 2024 EY Taiwan.  
All Rights Reserved.

03131-226Jpn  
ED None

本資料は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、稅務及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

[ey.com/zh\\_tw](http://ey.com/zh_tw)

EY LINE@

最新情報を入手できます。QR codeをご利用ください。

